

小田原市火災予防条例等の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

| | |
|------------|--------------------------------|
| 政策等の題名 | 小田原市火災予防条例等の一部改正 |
| 政策等の案の公表の日 | 令和7年12月15日（月） |
| 意見提出期間 | 令和7年12月15日（月）から令和8年1月13日（火）まで |
| 市民への周知方法 | 意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、予防課窓口） |

2 結果の概要

提出された意見は次のとおりです。

| | |
|-------------|--------|
| 意見数（意見提出者数） | 2件（1人） |
| インターネット | 1人 |
| ファクシミリ | 0人 |
| 郵送 | 0人 |
| 直接持参 | 0人 |

| | |
|---------|----|
| 無効な意見提出 | 0人 |
|---------|----|

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

（統括表）

| 区分 | 意見の考慮の結果 | 件数 |
|----|-----------------------|----|
| A | 意見を踏まえ、政策等に反映したもの | |
| B | 意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの | 1 |
| C | 今後の検討のために参考とするもの | 1 |
| D | その他（質問など） | |

(具体的な内容)

(1) キャンプ場における火器使用に関すること

| | 意見の内容(要旨) | 区分 | 市の考え方(政策案との差異を含む) |
|---|--|----|--|
| 1 | キャンプ場で使用する火の粉の飛散がされにくい火器具を「たき火等」から除外してほしい。 | C | キャンプ場等における火の使用には多岐に及ぶものがあるため、一定の線引きを示すために、ホームページやリーフレット等で基準を掲載することが必要であると考えます。 |

(2) たき火行為の制限に関すること

| | 意見の内容(要旨) | 区分 | 市の考え方(政策案との差異を含む) |
|---|---|----|---|
| 1 | 「たき火」の制限は強風時(林野火災警報発令中)に限定されること、指定された地域に限定されることを分かりやすく示してほしい。 | B | 「たき火」の制限については小田原市火災予防条例第 29 条に示されていますが、ホームページやリーフレット等に分かりやすく掲載します。 また、南足柄市、足柄上郡 5 町を含む小田原消防管内では地域は指定せず、全域を対象とする予定です。 |